



粗大ごみの出し方

年6回 戸別収集(午前8時まで)

※申込み期間は、粗大ごみ収集申込みガイドでご確認ください。

申込みから収集までの流れ

申込み

1

粗大ごみ申込みハガキに必要事項を記入し、**申込み受付期間内**に切手を貼って投函します。(当日消印有効)

- ※1回の申込み受付期間で1枚のみ申込みができます。
- ※1回に出せるのは5品目までです。
- ※申込みは、各家庭で年間6回までできます。
- ※申込み期間が決まっていますので粗大ごみ収集申込みガイドでご確認ください。
- ※申込み後の追加、及び変更はできません。
- ※申込件数等により申込期間終了後から収集までに1か月以上かかる場合があります。

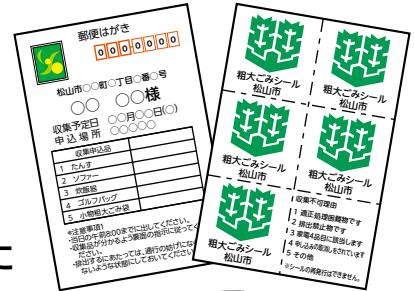


町ごとで申込み期間が決まっているのね。

通知

2

受付期間終了後、**収集日の約1週間前**に収集日が記入された通知ハガキが自宅に届きます。シールは通知ハガキに付いています。



いみ出し

3

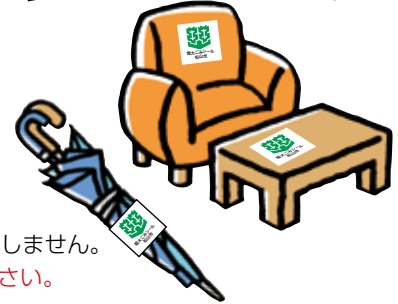
シールを粗大ごみのよく見えるところに貼って、収集日の朝8時までには申込まれた場所に出します。本人の立ち会いは不要です。

収集

4

収集します。 **無料**

- ※品目が異なる場合、及びシールが貼っていない場合は収集しません。
- ※出し忘れた場合、再収集は行いません。再度お申込みください。
- ※収集する順番の都合で午後になる場合もございます。(16時を超えて未収集であれば清掃課までご連絡ください。)



Q&Aも載ってる

粗大ごみ収集申込みガイドの入手について

●手元にない方は右の配布場所又はホームページ(松山市清掃課)にて確認(申込みハガキを印刷することも可能)してください。

●粗大ごみ収集申込みガイド配布場所

(紛失や申込みハガキを使いきった場合は各自で入手をお願いします)

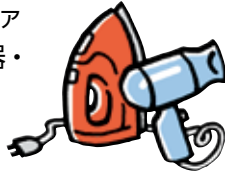
公民館本館	新玉 東雲 清水 素鷲 番町 味酒 八坂 雄郡
支所	石井 伊台 浮穴 小野 久谷 久米 桑原 興居島 五明 潮見 生石 道後 垣生 久枝 北条* 堀江 三津浜 味生 湯山 余土 和気 ※北条地域は浅海・粟井・河野・立岩の4出張所でも配布しています。
市民サービスセンター等	いよてつ高島屋 フジグラン松山 市民課(市役所本館1階) 清掃課(室町1丁目2-1) 環境モデル都市推進課(市役所別館3階)

粗大ごみとして収集できるもの

(詳しくはP.16～P.44の
ごみ分別辞典をご覧ください。)

●石油・電気・ガス器具類 (調理器具・台所用品など)

- プリンター・ビデオデッキ・ワープロ・電話機・電卓・ファックス・ストーブ・ファンヒーター・電気ごたつ・加湿器・扇風機・アイロン・アダプター・掃除機・ミシン・換気扇など



- 電子レンジ・オーブントースター・炊飯ジャー・電気ポット・ミキサー・コンロ・ガス湯沸し器・ホットプレート・食器洗い乾燥機・米びつなど

●パソコン

令和2年4月から収集開始

- デスクトップパソコン本体・ノートパソコン・液晶ディスプレイ・液晶ディスプレイ一体型パソコン
- 一部のパソコンは~~○~~排出禁止物です。
P.48をご確認ください。



●生活雑貨・寝具・家具類

- たんす・食器棚・本棚・机・テーブル・椅子 (1脚1点です)・ソファ・鏡台・ベッド (スプリングマットレスは不可)・マット・座椅子・布団・毛布・じゅうたん・アコーディオンカーテン・ブラインド・衣装ケース・水槽・体重計・傘・編み機・物干し竿・物干し台など



●乗り物関係・子供用品類

- 自転車・一輪車・空気入れ・チャイルドシート・ベビーカー・ベビーバス・電気、電池で動くおもちゃなど



●園芸・趣味・スポーツ用品類

- プランター・くわ・スコップ・電子ピアノ・オルガン・ゴルフ道具 (クラブ/バッグ)・ラケット・スキー/スノーボード道具・バット・トレーニング機器など

●その他

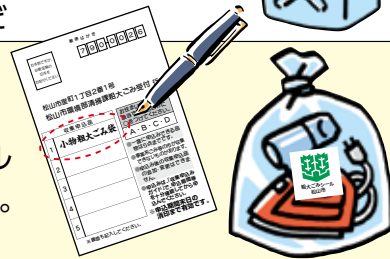
- テレビアンテナ・畳 (1枚1点です)・網戸・ふすま・すだれ・よしず・ポリタンクなど



申込みのワンポイント!

小さな粗大ごみ (電卓・電気かみそりなど) は 45リットル以下の無色透明の袋に入れてまとめて出すことができます。その場合、1袋で1品目と数えます。申込みハガキには

「小物粗大ごみ袋」と記入して (中身の記載は必要ありません) 申し込んでください。



粗大ごみとして収集できないもの

(処理については
P.45～P.50をご覧ください。)

●家電4品目

- エアコン、テレビ(ブラウン管式・液晶式・プラズマ式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

●排出禁止物

- 容積、重量が著しく大きいもの(農機具・ピアノ・お風呂のボイラー・電気温水器・ソーラー温水器・車の外装部分など)
- 危険性のあるもの(ガスボンベ類・消火器・バッテリーなど)
※H23.10月から50cc以下のバイク(原付含む)も排出禁止物です。

●適正処理困難物

- スプリングマットレス・車のホイールや廃タイヤ

●その他

- 引っ越し等で申込みが間に合わない場合
- 事務所・商店から出るごみ※市では一般家庭のごみ以外は収集しません。